

静岡県告示第709号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和4年10月25日

静岡県知事 川勝平太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月18日農林水産省告示第127号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）